

住所変更に伴う各種手続の休日受付

年度末は就職や転勤、進学等による住民異動が特に多いため、休日に臨時窓口を開設します。
原則、住所変更に伴う手続とマイナンバーに関する手続に限ります。

とき

3月29日(日)・4月5日(日)
 午前9時～午後3時

ところ

市役所本庁舎

※各振興局・振興センターでは行いません。

開設窓口・問合せ先	取扱業務
市民課窓口サービス係 ☎②8204(市役所1階)	<ul style="list-style-type: none"> ●住所変更の届出 ●住民票の写しの交付 ●印鑑登録の受付 ●印鑑登録証明書の交付 ●マイナンバーに関する手続 <p>※住所変更を伴わないマイナンバーに関する手続は、予約制です。前日(平日のみ)までに左記にご連絡ください。</p> <p>※戸籍に関する証明書の発行は行いません。</p> <p>※広域交付住民票、広域交付戸籍、パスポートの各業務は停止しています。</p> <p>※戸籍の届出書は、市役所警備室(北側出入口)でお預かりします。</p>
健康保険課国保・年金係 ☎②8271(市役所1階)	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険(税関係を除く)の手続 ●後期高齢者医療の手続 ●国民年金の手続
上下水道局料金センター ☎②8220(市役所5階)	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道の開栓・閉栓の手続(電子申請で手続ができます▶) ●水道料金の収納業務

【持参物】 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
【注意事項】 ・申請内容や相談内容によっては、後日改めて関係窓口にお越しいただく場合があります。
 ・他市町村や関係機関への照会や確認が必要となる場合は、即日対応できない場合があります。

マイナンバーカード をお持ちの人は

【オンラインで転出の届出ができます】

電子証明書が有効なマイナンバーカードを所有している人は、マイナポータル(下記二次元コード)からオンラインで転出の届出ができます。
 ※引越し予定日の30日前から手続ができます。
 ※転入先の市区町村の窓口で転入の手続が必要です。

マイナポータルはこちら▶



【コンビニ等で証明書を取得できます】

▶コンビニ交付サービスで取得できる証明書の種類
 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、
 市県民税所得証明書、市県民税所得課税証明書
 ※証明発行には、4桁の暗証番号が必要です。

コンビニ交付サービスの詳細はこちら▶



☎市民課窓口サービス係☎②8204(市役所1階)

国民健康保険への 加入・脱退の手続はお早めに!

公的医療保険制度では、職場の健康保険加入者(被扶養者)や生活保護を受けている人以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。職場の健康保険に加入・脱退した場合は、必ず本人が同世帯の家族が届出を行ってください。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入	ほかの市町村から転入してきたとき	・ほかの市町村の転出証明書
	★職場の健康保険を脱退したとき	・職場の健康保険を脱退した証明書 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書
	★職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	・被扶養者でなくなったという証明書 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書
	国保の加入世帯で子どもが生まれたとき	・資格情報のお知らせ又は資格確認書 ・母子健康手帳
脱退	ほかの市町村に転出するとき	・資格情報のお知らせ又は資格確認書
	★職場の健康保険に加入したとき ★職場の健康保険の被扶養者になったとき	・国民健康保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書 ・職場の社会保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書(未交付の場合は加入証明書) ・年金手帳又は基礎年金番号通知書
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	・資格情報のお知らせ又は資格確認書
	世帯が分かれる、又は一緒になったとき	
	★修学のため、別に住所を定めるとき	・資格情報のお知らせ又は資格確認書 ・在学証明書又は学生証の写し

被保険者の異動の届出は14日以内に!

・加入の届出が遅れると…
 保険資格がないため、医療機関等にかかった医療費が一旦全額自己負担となることがあります。

・脱退の手続が遅れると…
 ほかの健康保険に加入した場合、両方の資格を持った状態になり、病院にかかるときにトラブルの原因となります。

★…電子申請で手続ができます(詳細▶)

【持参物】 ・個人番号が確認できるもの
 ・顔写真付き身分証明書
 (マイナンバーカード、運転免許証等)
 ・上表の届出に必要なもの

☎健康保険課国保・年金係☎②8271(市役所1階)

就職・退職の際は年金の切替え手続を!

就職や退職をしたときは、その都度、年金の切替え手続が必要です。届出をしないと、将来受け取れる年金額が減額されたり、年金を受け取ることができなくなったりする場合があります。忘れずに届出を行ってください。

【退職(厚生年金・共済組合を脱退)したとき】

下記窓口で、国民年金への加入手続が必要です。
【持参物】 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書
 ・社会保険等資格喪失証明書又は離職票

【就職(厚生年金・共済組合に加入)したとき】

国民年金から厚生年金への切替え手続は、事業所(勤務先)を通して日本年金機構に届出が行われます。

☎健康保険課国保・年金係☎②8271(市役所1階)